

入院保証約款

株式会社シャイニング（以下「保証会社」という。）は、入院患者（以下「申込者」という。）と医療機関との間で締結された入院契約（以下「原契約」という。）において申込者が負担する債務について保証するため、医療機関との間で、この入院保証約款（以下「本約款」という。）に基づき保証契約を締結する（以下「本契約」という。）。

第1条（保証の範囲）

1. 保証会社は、医療機関に対して、申込者が原契約に基づき医療機関に対して負担する入院費用支払債務のうち、高額療養費制度（健康保険法第115条及び国民健康保険法第57条の2に基づくものをいう。以下同じ。）の適用対象となる費用の支払債務（以下「対象債務」という。）を保証するものとする。
2. 前項の債務の保証は、高額療養費制度による申込者の自己負担金額の全額を限度にして行うものとし、保証会社は、理由のいかんを問わず、本項に定める上限額を超えて保証債務を履行する義務を負わないものとする。

第2条（保証期間）

本契約の保証期間は、原契約が有効に成立し、申込者が次条に定める保証料を支払った日から、保証債務が消滅する日又は対象債務について債務不履行が生じた日の属する月の末日のいずれか早い日までとする。

第3条（保証料等の支払）

申込者が保証会社に対して支払うべき保証料は、10,000円（消費税抜）とする。

第4条（保証会社が医療機関に委託する事項）

1. 保証会社は、申込者と保証会社との間の保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）の締結及び申込者からの保証料の受領について、あらかじめ医療機関に対して、その権限を委託し、医療機関はこれを受託するものとする。
2. 医療機関は、申込者が医療機関に入院する日までに、保証会社に対して、申込者から受領した保証料を支払うものとする。ただし、緊急の入院等やむをえない場合はこの限りでない。
3. 医療機関は、保証委託契約締結日から2日以内に、保証会社に対して、当該保証委託契約に係る申込書を発送するものとする。

第5条（報告義務）

1. 医療機関は、保証会社の保証の判断に影響を与える次の各号に該当する事実について、保証会社に対して誠実かつ正確に報告しなければならないものとする。
 - (1) 原契約申込時の申込内容及び原契約の変更
 - (2) 医療機関の知り得た申込者提出書類における虚偽及び不実記載等
 - (3) 申込者からの対象債務の履行の有無、内容
 - (4) その他、保証会社から報告を求められた事項
2. 医療機関は、対象債務の履行の全部又は一部の遅滞が生じたときは、前項第3号の事実を直ちに保証会社に報告しなければならないものとする。

第6条（保証債務の履行）

1. 医療機関は、申込者が対象債務の履行の全部又は一部を遅滞したときであっても、前条第2項に定める報告及び申込者に対する対象債務の履行の催告を行い、かつ、当該催告書を保証会社に対し交付しなければ、保証債務の履行を請求することができないものとする。ただし、保証会社は、その裁量で、保証債務の履行をすることができるものとする。
2. 保証会社が保証債務を履行した場合には、医療機関が申込者に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されるものとする。
3. 保証会社が医療機関に代位する権利の行使に関しては、保証委託契約の各条項が適用されるものとする。

第7条（履行の留保）

医療機関は、保証会社が、本約款の条項の適用の当否を判断するのに必要な場合に保証債務の履行を留保できることを承諾するものとする。

第8条（医療機関の協力事項）

1. 医療機関は、申込者から対象債務の支払いを受けることができるよう、申込者に対して、クレジットカードによる支払方法の提案又は生活保護申請を促す等、最大限の対応を行うものとする。
2. 医療機関は、保証会社からの要請があった場合、本契約に基づく保証会社の申込者に対する求償権行使に協力しなければならないものとする。
3. 保証会社が医療機関の請求に基づき負担した金銭につき、第1条の保証対象外、第2条の保証期間外等、保証会社の負担に属さないものが含まれていたことが判明した場合、医療機関は、保証会社の要請に従い、速やかに当該保証会社の負担に属さない部分を保証会社に対し返還するものとする。

第9条（再委託）

保証会社は、本契約に定める事務の一部を保証会社が指定する第三者に再委託することができるものとする。

第10条（損害賠償額の制限）

医療機関は、保証会社に対して、債務不履行、不法行為その他理由の如何を問わず、原契約又は本契約に関連して対象債務の金額を超えて一切の請求をなさないものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 医療機関及び保証会社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 医療機関及び保証会社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) この契約及び銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社又は医療機関の信用を毀損し、又は保証会社又は医療機関の業務を妨害する行為
3. 医療機関又は保証会社は、相手方（以下「該当者」という。）が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約に基づく取引を継続することが不適切である場合には、この取引を中止し、又は本契約を解除することができ、かつ損害賠償請求を行うことができるものとする。

4. 前項の規定の適用により、該当者に損害が生じた場合にも、中止又は解除した当事者は該当者に何らの請求も行わないものとする。

第 12 条（追加的措置）

医療機関は、本契約の目的を達するため保証会社が必要又は適切とみなす契約書その他書類の作成、調印を保証会社から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して保証会社に交付するものとする。

第 13 条（個人情報保護）

医療機関及び保証会社は、本契約上知り得た申込者の個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律、及び「個人情報の取り扱いに関する条項」を遵守するものとする。

第 14 条（情報の授受）

医療機関は、保証会社が本契約に関して知るに至った情報を保険会社、保証会社が本契約と同種の保証契約を締結している医療機関、保証会社の営業代理店及び健康保険組合との間で授受することに予め同意するものとする。

第 15 条（本約款の変更）

1. 本約款の内容を変更した場合、保証会社は医療機関に通知するものとする。
2. 変更内容に関する通知がされた後に、医療機関が原契約に基づく取引をした場合、保証会社は医療機関がその変更内容を承認したものとみなすものとする。

第 16 条（原契約の変更）

原契約の内容が変更されたときは、当該変更に応じて、本契約の内容も当然に変更されるものとする。

第 17 条（協議事項）

本契約の定めに無い事項については、保証会社及び医療機関は関係法規及び慣習等に従い誠意を持って協議の上処理するものとする。

第 18 条（合意管轄）

本契約に関し、訴訟又は調停の必要を生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとする。

以上

